

令和7年度

淡路市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

淡路市監査委員

令和8年8月

令和 7 年度 淡路市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づいて、市長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施した。

第 2 審査の実施日

令和 8 年 7 月 10 日（金）

第 3 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

各比率はいずれも早期健全化基準、財政再生基準を下回っていた。

健全化判断比率

（単位：％）

区 分	令和 7 年度決算	震災分を除いた 指標数値	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	12.63	20.0
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	17.63	30.0
実 質 公 債 費 比 率	11.5	9.8	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	20.4	11.1	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率がないため、「—」を記載している。

資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	令和 7 年度決算	経営健全化基準	備 考
産 地 直 売 所 事 業 特 別 会 計	—	20.0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）第 17 条第 3 号の規定により事業の規模を算定
温 泉 事 業 特 別 会 計	—	20.0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 3 号の規定により事業の規模を算定
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

※ 資金不足比率が算定されない会計は「—」を記載している。

1 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

(1) 実質赤字比率

一般会計等の実質収支は、297,400千円の黒字となっているので、実質赤字比率は算定されず、数値は該当がない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質収支は、830,892千円の黒字となっているので、連結実質赤字比率は算定されず、数値は該当がない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率（令和5年度から令和7年度までの3か年平均数値）は、11.5パーセントとなっており、前年度に比べ1.7ポイント改善している。実質公債費比率11.5パーセントの内訳は、普通会計分が5.4パーセント、公営企業債の償還に対する繰出分が1.0パーセント、一部事務組合の公債費類似経費が5.1パーセントである。

平成20年度の実質公債費比率23.5パーセントをピークに数値は減少しており、数値の改善が継続している。新たな地方債の発行については、引き続きその必要性和その将来にわたる償還計画を勘案しながら行われたい。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は20.4パーセントとなっており、前年度に比べ16.3ポイント改善している。改善した主な要因として、市債管理基金、公共施設整備等基金等が減少するものの、夢と未来へのふるさと寄附金を前年度と比較して多く基金積立てしたことや、新火葬場周辺地域への支援事業等の完了に伴い地方債の発行額が減少したことなどがあげられる。

平成19年度の将来負担比率は371.0パーセントで、早期健全化基準である350パーセントを超えていたが、平成20年度以降は350パーセントを下回り、数値の改善が継続している。ふるさと納税制度の歳入に拠るところが大きいのが、当該制度だけに頼ることなく、事務事業の見直しを継続し、将来負担を勘案した財政運営を継続されたい。

(5) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足額が事業規模に対してどの程度であるかを示す指標である。本市の公営企業においては、資金不足額が発生していないので、資金不足比率は算定されず、数値は該当がない。

2 総括

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況は、前述のとおりである。実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、実質赤字又は資金不足額が生じていないことから、前年度に引き続き算定されず、数値は該当がない。

本市の各指標はいずれも国が示す早期健全化基準及び経営健全化基準を下回り、健全な範囲内と認められる。実質公債費比率及び将来負担比率については、これまで本市が取り組んできた計画的な繰上償還等による公債費の抑制に加え、近年の安定したふるさと納税の増収が、指標の改善に寄与しているものと考えられる。第二の財政危機を回避するため、引き続き将来負担を勘案し、中長期の視点に立った健全財政を継続されたい。

当年度は施設の照明設備LED化更新やトイレの洋式化、災害時の2次避難所となる中学校体育館等の空調設備整備を推進したが、今後さらに公共施設の老朽化に伴う維持管理経費や少子高齢化による社会保障関連経費の増加が見込まれる。また、令和11年の供用開始を目指し、淡路地域広域ごみ処理施設の建設工事が進んでおり、将来に向けて解決すべき課題は少なくない。財政運営を安定的に進めていくには、本市を取り巻く環境の変化や社会経済状況等の確かな現状把握と将来予測を含めた経営戦略の視点が必要となる。人の移動や生活スタイルが変化し、一層多様化する課題への迅速で的確な対応が求められる。令和8年度は次期総合計画の策定過程にあり、課題を整理し、ワークショップ等を通して市民と共に市の将来像や政策につなげるための共創のまちづくりが進められている。

「第5次淡路市行政改革大綱」及び「第2次淡路市新行財政改革推進方策」に基づく財政計画とあわせ、総合計画に沿った施策・事業の着実な推進と財政の健全化による持続可能な行財政基盤の強化を両立し、堅実な財政運営に努められたい。